

別記様式第 24 号 (第 15 条関係)

(表)

農作物栽培高度化施設届出書

(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出)

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

届出者 住所
氏名
電話番号

代理人 資格
住所
氏名
電話番号

下記のとおり農地に農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆いたいので、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕作者		
			登記	現況		氏名	住所	氏名	住所	
					m ²					
					m ²					
	計				m ² (田	m ² 畑		m ²)		
2 施設の面積等	施設の面積等	施設の面積	m ²							
		施設の棟高	m							
		施設の軒高	m							
		周辺農地から施設までの距離	東側の農地からの距離	m						
			西側の農地からの距離	m						
			北側の農地からの距離	m						
			南側の農地からの距離	m						
		施設の被覆材	素材の名称							
			光を透過する素材か	透過する ・ 透過しない						
		施設の構造	(階数:)							
施設の設置に係る工事の時期等	工事着工時期	年 月								
	工事完了時期	年 月								
	栽培開始時期	年 月								
3 施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要										

(裏)

4 施設の設置に必要な行政庁の許認可等	許認可等の名称	
	許認可等の申請の有無	
	許認可等の時期	
	許認可等の担当部局	
5 届出に当たり同意する事項	<input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。	
6 法人の場合業務の内容		
7 備考		

添付書類

- 1 届出者が法人である場合には、法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもの）及び定款又は寄附行為の写し
- 2 位置図
- 3 付近見取図
- 4 土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）
- 5 公図の写し（発行後3月以内のもの）
- 6 届出に係る施設の位置、当該施設の配置状況及び標識の位置を示す図面
- 7 届出に係る施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合には、周辺の農地に係る日照に影響を及ぼすおそれがないものとして農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準に適合するものであることを明らかにする図面
- 8 営農に関する計画
- 9 届出に係る施設から生ずる排水を河川や用水路に放流する場合には、排水放流先の同意書
- 10 届出に係る施設の設置者が土地所有者と異なる場合には、土地所有者からの同意書
- 11 その他（ ）

- 注
- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称、代表者の職名及び氏名をそれぞれ記入すること。
 - 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
 - 3 「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記入すること。

4 「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって 30cm 以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記入すること。

また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記入すること。

5 「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記入すること。

6 「施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要」欄には、農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要について、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入すること。

7 「5 届出に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合には口をチェックすること。チェックしない場合、届出書は受理されないこと。

また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、届出書に添付される営農に関する計画上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、

ア 農作物の栽培が行われていない場合

イ 農作物の栽培を行う面積が、当該営農に関する計画に記載されたものから概ね 2 割以上縮小している場合のいずれかに該当する場合をいうこと。

これらに該当した場合には、農地法第 44 条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第 4 条に違反するものとして、農業委員会の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があること。